

## ～施設等利用給付2号・3号認定(新2・3号認定)を受けられた方へ～

神戸市こども家庭局

### 施設等利用費の請求手続等について

＜認可外保育施設, 一時預かり事業, 病児保育, ファミリー・サポート・センター事業利用分＞

- ① 保護者の方はこれまでどおり園へ利用料を支払っていただき、四半期ごとに施設等利用費請求書、領収証兼提供証明書（領収証及び提供証明書）を神戸市行政事務センターに提出してください。

＜提出書類＞

- ・施設等利用費請求書
- ・領収証兼提供証明書（原本）

※領収証と提供証明書が別に交付されている場合、領収証はコピーで可。（提供証明書は原本）

※複数施設・事業の利用もある場合は、全ての利用にかかる領収証及び提供証明書もあわせて提出してください。

※ファミリー・サポート・センター事業利用者は領収証・提供証明書の代わりに援助を行う会員が発行した活動報告書を提出してください。

- ② 書類をまとめて市へ提出

- ・上記の提出書類に不備がないか確認のうえ神戸市（行政事務センター）へ提出してください。（四半期ごと）

- ③市から保護者口座へ直接支払

- ・提出された請求書等を市で審査のうえ、保護者の口座へ直接お支払いします。

提出は神戸市行政事務センターへお願いします。

【問い合わせ・提出先】

〒650-8526

神戸市中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル 4F  
神戸市行政事務センター TEL 078-291-5952